

平成 21 年 5 月 11 日現在

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2006～2009

課題番号：18530076

研究課題名(和文) 情報正義論の構築と知的コモンズ・伝統的知識の規律の在り方に関する研究

研究課題名(英文) Formation of Information Justice and its Application to Intellectual Commons and Traditional Knowledge

研究代表者

田村 善之(TAMURA YOSHIYUKI)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

20197586

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：知的財産権、情報正義、知的コモンズ、伝統的知識、遺伝資源

1. 研究計画の概要

知的財産法は、有体物ではなく、情報の利用行為を規制するものであるために、本来的に他者の自由を制約する性質を有しており、法と経済学が拠って立つところの効率性という尺度のみでは割り切れないところがある。知的財産法の理論を完成させるためには、他者の自由を制約する権利を正当化しうるとすればそれは何なのかという形で、正義論を導入させる必要がある。情報正義論という情報の利用行為特有の正義論を探究し、知的財産法の理論を完成させること、それが本研究の目的となる。

くわえて、社会文化にも関わる問題となっている知的コモンズの確保の問題と、国際的な条約交渉の焦点となっている遺伝資源、フォークロアなどの伝統的知識の保護の問題は、効率性以外の視点を前面に出さないとその解決が困難な喫緊の課題といえる。本研究は、これら各論の場面における検討の成果を総論にフィードバックさせることにより、理論に磨きをかけることも狙っている。

2. 研究の進捗状況

総論の分野では、田村は、第一に、知的財産権は人の自由を制約する規制であって、自然権論で正当化することは困難であり、インセンティブの付与による効率性の改善に依拠せざるを得ない。第二に、しかし、効率性の尺度には争いがあり、自由とのトレード・オフが問題となるほか、効率性の改善の検証が困難である以上、最終的に

は、民主的な決定等の政治責任によるプロセス正統化に頼ることになる。第三に、もっとも、政策形成過程には組織化されやすい大企業の利益等が反映されやすい反面、組織化されにくい私人の利益等は反映されにくいがために、知的財産権はともすれば過度に強化されがちとなる。第四に、このバイアスを解消するために政策形成過程のガバナンス構造を統御しつつ(ex. 途上国の特許庁の連携やクリエイティブ・コモンズの活動の推進)、ロビイング耐性の強い立法を工夫し(ex. ルールではなく、スタンダード志向によりロビイングをかわす)、自由の確保のために司法を活用することでプロセスの正統性を担保するとともに、第五に、効率性の観点からみて望ましい制度を可能な限り解明するとともに、確保すべき自由の領域を明確化する帰結主義的な理論(ex. 特許制度の舵取りの理論、著作権法の第三の波の理論)を呈示することで、プロセスによる決定の裁量の枠を狭める、という構想を示すことに成功している。

各論の分野では、田村と小島は、この方法論に基づいて、一般不法行為による知財法の補完、営業秘密、バイオテクノロジー、均等論、多機能型間接侵害、消尽、情報契約、著作権の制限、フェア・ユース、著作権の間接侵害等々の論点に対して提言を行なった。また、田村と田上は、方法論の限界を見極めるために、多分化主義と生物多様性の確保という立場から、伝統的知識と遺伝資源の保護を論じ、先進国型の知的財産法が妥当しない領域の確定を試みるとともに、国際社会におけ

るプロセス志向の解決を模索した。

3. 現在までの達成度

① 当初の計画以上に進展している。

平成 18 年度に本共同研究をスタートさせた時点では、情報の正義論を可能なかぎり実体的に解明することを心がけていたが、研究を進めるうちに、基本権や自由のみでは完全には決定論的な解がないこと、他方で効率性の改善の検証も困難であることから、そもそも民主的な決定に委ねなければならない余地が相当程度大きく、ゆえに問題は実体的な解決ばかりでなくプロセスにも目を向けるべきであり、プロセスと実体的な解決との相関関係による多元的な統御こそが真の解決の鍵となるという知見を得ることに成功し、現在はその応用である各論の構築に勤しんでいるという現状にある。当初の構想の枠を超えた成果が得られていると自負する所以である。

4. 今後の研究の推進方策

これまでの研究により、すでに総論はほぼ完成の域に到達している。そこで、今年度は、その応用を試みるとともに、総論にフィードバックさせるために、個別の知的財産法により保護されていない情報についての保護のあり方、デジタル化時代の著作権法制度のあり方、産業別の特許制度のあり方に焦点を絞った研究を展開する。

具体的には、個別の知的財産法により明示的には未だ保護されていない情報を民法の一般不法行為法により保護したり、立法論的な保護の可能性を画策する場合に、本研究の寄ってたつ政策形成過程というプロセス志向の方法論に立脚すると、どのような観点に留意しなければならないかということをはっきりと明らかにする。くわえて、同じくプロセス志向という観点から、デジタル化時代の著作権法制、産業分野毎に異なる特許制度のあり方も、解明を試みる。最終的には、小島が九州大学で 2010 年 2 月に予定している国際シンポジウムにおいて田村が基調講演をなし、本研究の集大成を世に問うことにしたい。

これらの作業と並行して、引続き伝統的知識や遺伝資源と知的財産法制の関係を研究し、本研究が展開する総論が妥当する領域の限界を探ることに取り組む予定である。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 田村善之、知的財産法政策学の試み、知的財産法政策学研究 20 号 1~36 頁、2008 年、査読無し
- ② 田村善之、競争政策と「民法」、NBL863 号 81~93 頁、2007 年、査読無し
- ③ 田上麻衣子、グローバル化時代における環境と知財の接点、東海法学 37 号 39~62 頁、2007 年、査読無し
- ④ 田上麻衣子、遺伝資源及び伝統的知識の保護をめぐる議論の基層、日本工業所有権法学会年報 30 号 252~273 頁、2007 年、査読無し
- ⑤ Ryu KOJIMA, Information Transactions in a Digital Environment: From the Perspective of Intellectual Property Law, Intellectual Property Law and Policy Journal Vol. 11, 185~203, 2006, 査読無し

[学会発表] (計 5 件)

- ① 田村善之、著作権をめぐる法と政策、iCommons Summit 2008、2008 年 7 月 29 日、札幌コンベンションセンター
- ② 田村善之、A Japanese Perspective on Intellectual Property Law and Policy, Conference on Innovation and Communications Law, 2008 年 7 月 18 日、University of Turku (フィンランド)
- ③ 小島立、条約における権利制限、著作権法学会 2008 年度研究大会、2008 年 5 月 24 日、一橋記念講堂
- ④ 田村善之、競争秩序と民法、私法学会、2007 年 10 月 6 日、専修大学
- ⑤ 田上麻衣子、遺伝資源・伝統的知識及び知的財産に係る国際動向、国際シンポジウム「新時代における知的財産権の発展とその対応策の検討」、2007 年 9 月 22 日、金沢市文化ホール

[図書] (計 3 件)

- ① 田村善之 (編著)、商事法務、論点解析知的財産法、2009 年、328 頁(123 頁執筆)
- ② 田村善之、有斐閣、特許法の理論(グローバル COE 知的財産研究叢書 1)、2009 年、520 頁
- ③ 田村善之、有斐閣、『知的財産法』(第 4 版)、2006 年、521 頁

[その他]

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~ytamura/>